

# 工事監理業務委託 特記仕様書(随時監理用)

## 1 総則

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、建築工事監理業務委託共通仕様書(最新版)による。

- ① 受託者(以下「乙」という。)は、設計図書(図面、工事仕様書等(閲覧補足説明書及び同書に対する質問回答書を含む、以下同じ。)をいう。以下同じ。)、工事請負契約書及び関係法令の内容について熟知の上、工事現場の状況に精通し、工事が完全に施工されるよう公正な立場に立って、かつ責任をもって以下の監理業務を行うものとする。
- ② 委託者(以下「甲」という。)は、対象工事の監督員業務のうち、本仕様書で定める業務について乙に委託する。
- ③ 乙は、本業務を履行するに当たり業務担当技術者を定めるものとする。また、乙は業務担当技術者のうちから監督員の業務を分担する者を定め甲に通知し、その承諾を得るものとする。
- ④ 乙は工事監理に当たり、設計、施工内容上疑義が生じた場合は、直に市の監督員(以下「市監督員」という。)に通知し、市監督員及び市が必要と認めて派遣する設計者と協議のうえ、適切に監理を行うものとする。
- ⑤ その他、この仕様書に定める業務の処理に関して疑義が生じた場合は、速やかに甲乙協議して定めるものとする。

## 2 業務の処理要領

- ① 別途、市監督員から提供される資料等により実施するものとする。

なお、これ以外に定めのない事項については、甲乙協議のうえ実施するものとする。

## 3 貸与品、その他

- ① 対象工事の設計図書に定められた監督員事務所及びその備品のうち、市監督員の指定するものは、この業務に関し無償で使用することができる。これらの貸与品は、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- ② この業務を行うに必要な業務資料は、貸与又は閲覧することができる。貸与されたものは業務完了時に、速やかに返却するものとする。
- ③ 年度末及び部分引渡し時には、工事の出来高に応じ、各年度の契約額の範囲内で部分引渡しに係る業務委託料の支払いをすることができる。

## 4 業務概要

- ① 業務対象工事(本業務の対象となる工事)

ア 別途設計図書参照。

- ② 対象業務補足事項

ア 下記○印を附した事項を適用する。

○	別添工事監理業務(目次)の工事監理の業務区分に関する業務。 (必要な関係官庁等申請料等含む)
○	関連する2以上の工事がある場合の相互工程等の調整。
○	数量契約の解体工事における業務 みだしの工事は、設計図面がないことから図面契約ではなく各種設計数量を文献により算定した数量契約とし、数量等の精査は、マニフェストによることとして工事請負契約を締結する仕様で設計し、当該精査及び変更設計図書の作成は工事監理の業務としている。 については、通常的设计変更に係る業務以外に、別添工事監理業務委託料算定書のイ(4)の特別経費のうちエの業務を見込んでいる。
	今回の修繕工事は、設計時点において完全な現地調査が不可能であったことから、工事を行いながら随時変更を行う必要があり、当該精査及び変更設計図書の作成は工事監理の業務としている。 については、通常的设计変更に係る業務以外に、別添工事監理業務委託料算定書のア①の業務を見込んでいる。

## 5 工事監理者

以下の者を建築基準法第5条の6第4項に基づく工事監理者とする。

- ① 管理技術者及び主任技術者のうち甲の承認を得た者。

## 6 管理技術者及び主任技術者の資格要件

- ① 設計金額が300万円以上の委託業務の場合は下記による。

### ア 管理技術者(1名以上)

- ㊦ 管理技術者は、一級建築士(当該委託業務が建築設備設計の場合で、委託業務料が100万円以上の場合には建築設備士)とし、かつ対象業務全般について掌握し、設計監理業務について高度の技術・経験及び能力を有するものとする。  
なお、一級建築士等、建築設備士と同等若しくは、それ以上の資格を有し発注者の承認を得たときはこの限りでない。

### イ 照査技術者(1名以上)

- ㊦ 照査技術者は、一級建築士若しくは建築設備士の資格を有する者とする。(ただし、発注者の承認を得たときはこの限りでない。)照査技術者は、その業務内容を十分に理解し、設計・監理業務に精通すると共に、設計成果物の技術上の照査に相当の経験と能力を有する者で、大学卒業後5年以上又はそれと同等の経験を有する者とする。

### ウ 主任担当技術者(建築担当技術者、設備担当技術者各1名以上。ただし、原則として上記㊦以外の者とするが、発注者の承認を得たときは、この限りでない。)

- ㊦ 主任担当技術者は、その業務内容を十分に理解し、設計・監理業務に精通すると共に、設計業務について相当の経験と能力を有するもので、大学卒業後5年以上又はそれと同等の経験を有するものとする。

- ② 設計金額が50万円超300万円未満の委託業務の場合は下記による。

### ア 管理技術者(1名以上)

- ㊦ 管理技術者は、対象業務全般について掌握し、設計・監理業務について高度の技術・経験及び能力を有する者とする。

イ 照査技術者(1名以上)

- ㊦ 照査技術者は、一級建築士若しくは建築設備士の資格を有する者とする。(ただし、発注者の承認を得たときはこの限りでない。)  
照査技術者は、その業務内容を十分に理解し、設計・監理業務に精通すると共に、設計・監理成果物の技術上の照査に相当の経験と能力を有する者で、大学卒業後5年以上又はそれと同等の経験を有する者とする。

ウ 主任担当技術者(建築担当技術者、設備担当技術者各1名以上、ただし、原則として上記①以外の者とするが、発注者の承認を得たときは、この限りでない。)

主任担当技術者は、その業務内容を十分に理解し、設計・監理業務に精通すると共に設計業務について十分な経験と能力を有するものとする。

- ③ 設計金額が50万円以下の委託業務については、「業務担当職員の種別及び資格等」に関する条件は問わない。

